

奈良県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

吉野郡十津川村大字野尻九四一から 吉野郡十津川村大字野尻九四一まで	吉野郡十津川村大字野尻九四一から 吉野郡十津川村大字野尻九四一まで	区間
	前	区域変更の前後別
A	A	
四・七 〃 四九・三	四・七 〃 四九・三	敷地の幅員のメートル
九五七七・〇	九五七七・〇	延長のメートル
一号橋 L1184・〇		備考

<p>吉野郡十津川村大 字野尻九四一か ら 吉野郡十津川村大 字川津七七八一 まで</p>									
									後
									B
									三・六四 ） 九二・七九
									五七〇一・〇
									<p>○ m L    八五六・ 三号トンネル ○ m L    一五五・ 三号橋 ○ m L    二一二・ 二号トンネル ○ m L    一二六・ 二号橋 ・ ○ m L    三九五三 一号トンネル m</p>